

「しわ寄せ」防止に向けた業界団体等への働きかけについて

令和2年9月1日



■ 前回WGで課題とされた事項への対応

短納期発注、廉価受注、過剰な原材料仕入れの強要について目を光らせるなど、「しわ寄せ」防止に向けた取組を強化。

1. 下請法違反行為を発見するための積極的な情報収集・周知啓発

- 下請Gメン調査の活用・強化（パンフレット配布等の周知啓発も新たに実施）に加えて、下請かけこみ寺による相談体制の整備、取引に関する大規模調査等を通じて、問題事例のさらなる把握に努める。
- 問題事例等は関係省庁に共有し、下請振興法に基づく、指導・助言や業界団体等への働きかけを依頼。
- 大規模調査を通じて、親事業者による長時間労働の削減等の取組により、下請事業者にしわ寄せが生じていないかについても調査。

2. 把握した「しわ寄せ」情報の提供及び監督指導における通報制度の的確な運用

- 労働局・労働基準監督署の窓口等で**把握した「しわ寄せ」情報の提供**及び労働基準関係法令に基づく**監督指導における通報制度の的確な運用**を引き続き実施。
- 特に、11月の「しわ寄せ」防止キャンペーン・「過重労働解消キャンペーン」期間に実施する**長時間労働等が懸念される企業に対する重点的な監督指導**において、**通報に該当する背景事情がないか、必ず確認**。

3. 「しわ寄せ」の具体的事例を掲載したリーフレットによる周知啓発

- 「しわ寄せ」の具体的事例を掲載したリーフレットを新たに作成し、あらゆる機会を通じて「しわ寄せ」防止を周知啓発。

「しわ寄せ」防止に向けた取組①

〔これまでの取組〕

○ 「しわ寄せ」防止に向けた要請及び関係法令等の周知徹底

【事業所管省庁・中小企業庁・厚生労働省・公正取引委員会】

- ・ 事業所管省庁の幹部等が大企業等の経営トップが参加する総会などに出席し、自社の働き方改革により下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じないように、直接要請を実施。
【事業所管省庁・中小企業庁・厚生労働省・公正取引委員会】
- ・ 都道府県労働局・労働基準監督署・働き方改革推進支援センターが、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用して周知。
【厚生労働省】

○ 中小企業庁・公正取引委員会による指導及び不当な行為事例等の周知・広報 【中小企業庁・公正取引委員会】

- ・ 大企業等の働き方改革に伴う下請事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、中小企業庁・公正取引委員会が、下請法等に基づき、厳正に対応。【中小企業庁・公正取引委員会】
- ・ 事業者向け講習会における、働き方改革に関連した下請法違反行為の実例等を活用した啓発。【公正取引委員会】
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響で発生した問題事例や優良事例を下請Gメンヒアリング等を通じて把握。本年7月に中小企業庁から各業所管省庁に対し、業界や企業への周知や適切な指導等を改めて要請。【中小企業庁】

○ 都道府県労働局・労働基準監督署の窓口等で把握した「しわ寄せ」情報の提供及び監督指導における通報制度の的確な運用 【厚生労働省】

- ・ 下請事業者から、大企業等の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合等には、相談情報を地方経済産業局に情報提供。
- ・ 下請事業者に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公正取引委員会・中小企業庁に通報。

「しわ寄せ」防止に向けた取組②

〔「しわ寄せ」把握のための取組強化〕

○ 下請法違反行為を発見するための積極的な情報収集・周知啓発 【中小企業庁・公正取引委員会】

- ・ 不適切事案に対しては、引き続き下請Gメン調査の活用・強化のほか、迅速性の観点や規模の観点から様々な情報収集の仕組みを組み合わせ対応。
 - 下請Gメン調査については、訪問調査に加えて、電話によるヒアリングも活用・強化するとともに、新たに訪問時のしわ寄せ防止パンフレット配布等を通じた周知啓発も併せて実施。
 - 不適切な事案を迅速に察知できるよう、引き続き下請かけこみ寺による相談体制を整備するとともに、事業者が相談しやすくなるよう厚生労働省等関係省庁と連携し広報を実施。
 - 働き方改革の影響を含めた取引に関する大規模調査を実施し、問題事例のさらなる把握に努める。
【中小企業庁】
- ・ 厚生労働省との通報制度により、親事業者による不当な行為を把握した場合には、下請法に基づき厳正に対処する。また、振興基準に反する問題事例等については、関係省庁に共有し、下請振興法に基づく、指導・助言や業界団体等への働きかけを依頼。
【中小企業庁・公正取引委員会】
- ・ 自発的な情報提供が期待しにくいため、大規模な書面調査を実施。書面調査においては、親事業者による長時間労働の削減等の取組により、下請事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注等のしわ寄せが生じていないかについても調査。
【公正取引委員会】

○ 都道府県労働局・労働基準監督署の窓口等で把握した「しわ寄せ」情報の提供及び監督指導における通報制度の的確な運用 【厚生労働省】

- ・ 労働時間相談・支援班による、下請事業者に対する改正労基法の遵守のためのきめ細やかな相談・支援において、引き続き下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の周知及び「しわ寄せ」事案に関する相談に対応。
- ・ 労働局・労働基準監督署の窓口等で把握した「しわ寄せ」情報の提供及び労働基準関係法令に基づく監督指導における通報制度の的確な運用を引き続き実施。
- ・ 特に、11月の「しわ寄せ」防止キャンペーン・「過重労働解消キャンペーン」の期間に実施する長時間労働等が懸念される企業に対する重点的な監督指導において、上記通報に該当する背景事情がないか、必ず確認。

「しわ寄せ」防止に向けた取組③

〔「しわ寄せ」把握のための取組強化〕

○ 「しわ寄せ」の具体的事例を掲載したリーフレットによる周知啓発【厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会】

- ・ 「しわ寄せ」の具体的事例を掲載したリーフレットを新たに作成し、あらゆる機会を通じて「しわ寄せ」防止を周知啓発。

リーフレットに掲載する「しわ寄せ」の具体的事例案

〔1 買ったとき〕

事例① 短納期発注による買ったとき

発注者は、短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。

事例② 業務効率化の果実の摘み取り

発注者は、受注者から社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い取引対価を一方的に定めた。

〔2 減額〕

事例③ 付加価値の不払

発注者は、書面において短納期発注については「特急料金」を定めていたところ、受注者に対して短納期発注を行ったにもかかわらず、「予算が足りない」などの理由により、特急料金を支払うことなく、通常の代金しか支払わなかった。

〔3 不当な給付内容の変更・やり直し〕

事例④ 直前キャンセル

発注者は、受注者に対して運送業務を委託しているところ、特定の荷主の荷物を集荷するために、毎週特定の曜日に受注者のトラックを数台待機させることを契約で定めていた。当日になって「今日の配送は取りやめになった」と一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わなかった。

〔4 受領拒否〕

事例⑤ 短納期発注による受領拒否

発注者は、発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者は従業員による長時間勤務によって対応したが、その納期までに納入が間に合わず、納入遅れを理由に商品の受領を拒否した。

〔5 不当な経済上の利益提供要請〕

事例⑥ 働き方改革に向けた取組のしわ寄せ

発注者は、商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。